

天城町農業委員会 6 月定例総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 6 月 16 日 (月) 13 時 30 分

2 場 所 天城町役場 別館会議室

3 出席委員 19 名

番号	集 落	氏 名	番号	集 落	氏 名
1	与名間	前田 真智子	11	平土野	里村 清志
2	松原西区	中島 正博	12	兼久	平野 勝哉
3	松原西区	政 弘幸	13	兼久	上松 初美
4	松原上区	麓 福太郎	14	大津川	寶山 照助
5	前野	池上 雄二	15	瀬滝	奥 好生
6	岡前	小林 耕作	16	瀬滝	吉川 貴也
7	浅間	勝尾 真一	17	当部	岩元 聡
8	浅間	元田 秀満	18	三京	若山 秀也
9	天城	貞山 博一	19	西阿木名	仲 公男
10	天城	永井 学			

4 欠席委員

5 事務局 2 名

番号	役 職	氏 名	番号	役 職	氏 名
1	事務局長	廻 美沙	2	係長	中山 一輝

6 参加者 0 名

番号	所 属	氏 名

7 会次第

(1) 会長あいさつ

(2) 議事事項

- ・議事録署名委員の指名について
- ・会期の決定について
- ・議案第 8 号 農地法第 3 条許可申請について
- ・議案第 9 号 農地法第 4 条許可申請について
- ・議案第 10 号 農地中間管理権及び利用権の設定について

(3) 報告事項等

- ・その他 (協議会等)

(次第書) 令和7年6月16日(月) 開議13時30分～

(事務局) 配付してある資料の確認をお願いします。

定刻となりました。定例総会の前に仲会長よりごあいさつをお願いいたします。

(仲会長) 仲会長のあいさつ
(会長あいさつ後、定例総会に入る。)

ただいまの出席委員は19人であります。過半数以上の出席ですので、本定例総会は成立いたしました。

これから、令和7年6月天城町農業委員会定例総会を開会します。

それでは、議事日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行ないます。

議事録署名委員は、会議規則第18条の規定により、里村委員、平野委員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。

本日の定例総会会期は、日程通知のとおり本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。

よって、本定例総会の会期は、1日と決定しました。

次に、本日の議案日程は、お配りしてありますとおりを予定としております。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。

日程第3 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局に申請番号17番から32番までの説明を求めます。

(事務局の説明)

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。

順次、譲渡人、譲受人、土地の順にそれぞれ報告をお願いします。また、参考資料等ページ番号もお願いします。

それでは、申請番号17番について、担当委員の調査報告

を求めます。

宝山委員お願いします。

(調査委員の報告)

宝山委員 はい、申請番号17番。譲受人と譲渡人の関係は親戚関係です。参考資料の1頁目をご覧ください。場所が大津川の南部保育所から瀬滝方面に向かって200mほど南に行きますと左側に場所がございます。こちらは従前より譲受人がさとうびきを10年前から経営しておりまして、境界もはっきりしておりますので、特別な問題等もないと認識しております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号17番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号17番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号18番について、担当委員の調査報告を求めます。

上松委員お願いします。

(調査委員の報告)

上松委員

はい。申請番号18番について説明します。譲渡人、譲受人は縁故関係はございません。参考資料の2頁をご覧ください。原商店の方から皆田兼久の水くみ場所がありまして、その手前を右側に入りますと、その中間ぐらいにございます。本件は昭和50年の水田事業地区内にありまして、譲受人が小作をしておりましたが、譲渡人より売買の件がありまして、今回3条申請の件になりました。隣接の境界等は明確でありますので、特に問題もございません。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号18番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号18番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号19番について、担当委員の調査報告を求めます。

奥委員お願いします。

(調査委員の報告)

奥委員

申請番号19番について説明いたします。譲渡人と譲受人の縁故関係はございません。場所はですね、参考資料の3頁をご覧ください。瀬滝構造改善センターから西側の方に20m位進みますと墓地がありまして、墓地の南側になります。ここは畑総事業も入っておりまして境界もしっかりしております。譲渡に人の方から売買の話があったようでございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号19番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号19番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号20番について、担当委員の調査報告を求めます。

小林委員お願いします。

(調査委員の報告)

小林委員

はい、申請番号20番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係にありません。参考資料の4頁をご覧ください。北中学校の手前を右に200mくらい行ったところになります。畑総も入っていて境界もしっかりしておりますので何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号20番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号20番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号21番について、担当委員の調査報告を求めます。

小林委員お願いします。

(調査委員の報告)

小林委員

申請番号21番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係にありません。参考資料の4頁でさっきの隣になります。境界もしっかりしておりますので何ら問題ございません。皆さんご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号21番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号21番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号22番について、担当委員の調査報告を求めます。

小林委員お願いします。

(調査委員の報告)

小林委員

申請番号22番について説明します。譲渡人、譲受人は縁故関係にありません。参考資料の4頁、先ほどの隣になります。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号22番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号22番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号23番について、担当委員の調査報告を求めます。

小林委員お願いします。

(調査委員の報告)

小林委員

申請番号23番について説明します。譲渡人と譲受人に縁故関係にありません。参考資料の4頁、先ほどの隣になります。

す。境界もしっかりしているので何ら問題もございません。
あと1カ所1422-1は、岡前の公民館の北側です。こちらも
境界等もしっかりしているので何ら問題ないと思います。皆
さんご審議よろしく申し上げます。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号23番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いし
ます。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号23番は、審議の結果、これを認めるこ
とに決定しました。

次に、申請番号24番について、担当委員の調査報告を求
めます。

小林委員申し上げます。

(調査委員の報告)

小林委員

申請番号24番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故
関係にありません。参考資料の4頁の先ほどの1番右側にな
ります。境界もしっかりしているので何ら問題ないと思いま

す。皆様のご審議よろしく申し上げます。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号24番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号24番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号25番について、担当委員の調査報告を求めます。

勝尾委員申し上げます。

(調査委員の報告)

勝尾委員

はい、申請番号25番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係はございません。参考資料の5頁をご覧ください。天城カーシティの方から右側に入った道を通っていきます。場所はですね、譲受人の牛舎の隣になります。譲渡人の方から買ってくれないかという話で僕の方に話がきました。

境界等もはっきりしているので何ら問題ないかと思われ
ます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号25番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願い
します。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号25番は、審議の結果、これを認めるこ
とに決定しました。

次に、申請番号26番について、担当委員の調査報告を求
めます。

池上委員申し上げます。

(調査委員の報告)

池上委員 はい、申請番号26番について説明します。参考資料の6
頁をご覧ください。町営住宅のすぐ横の畑です。隣地はサト
ウキビを植えていて境界しっかりしていて何ら問題ないと思
います。皆様のご審議よろしく申し上げます。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号26番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号26番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号27番について、担当委員の調査報告を求めます。

池上委員お願いします。

(調査委員の報告)

池上委員

申請番号27番を説明します。譲受人と譲渡人は親子です。参考資料の6頁、場所はそのとおりです。説明してもわかりにくいと思うので、わかる人はわかると思いますが、ここです。境界もしっかりしていて問題ありません。ご審議お願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号27番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号27番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号28番について、担当委員の調査報告を求めます。

小林委員をお願いします。

小林委員

(調査委員の報告)

申請番号28番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係にありません。参考資料の7頁、北部保育所から戸ノ木団地へ向かっていくときの右手になります。今、草を植えていて境界等もしっかりしているのでなんら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号28番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号28番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号29番について、担当委員の調査報告を求めます。

小林委員をお願いします。

(調査委員の報告)

小林委員

申請番号29番について説明します。譲渡人と譲受人は兄弟です。参考資料の6頁をご覧ください。K-1から東へ上がって行って、左へちょこっと曲がったところにすぐあります。畑総が入っていて境界もしっかりしているので何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくをお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号29番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号29番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号30番について、担当委員の調査報告を求めます。

小林委員をお願いします。

(調査委員の報告)

小林委員

申請番号30番について説明します。譲渡人と譲受人は兄弟になります。参考資料6頁、先ほどの隣と、そこからさらに東に200m、300m上がってきて左手に200m位行ったところにあります。畑総も入っていて何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号30番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号30番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号31番について、担当委員の調査報告を求めます。

池上委員お願いします。

(調査委員の報告)

池上委員

譲受人と譲渡人の縁故関係はありません。資料の8頁、平和の森荘ときりしまの間くらいの左側にあります。木が生えている所です。測量もしてありまして、境界もしっかりしております。何ら問題ないと思います。皆様のご審議をお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号31番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号31番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号32番について、担当委員の調査報告を求めます。

麓委員をお願いします。

(調査委員の報告)

麓委員

申請番号32番の説明をします。譲渡人と譲受人に縁故関係はございません。参考資料の9頁をご覧ください。県道から轟木線に上ってきてTMショップも過ぎて、次の四つ角を左に、北の方に走ったところです。この畑は以前から譲受人が小作をしており、譲渡人も調子が悪いので売りたいとのことで話がありました。隣との畑の境界もはっきりしているので、何ら問題はないと思います。皆様のご審議よろしく願いいたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号32番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号32番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

日程第4 議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局に申請番号33番の説明を求めます。

(事務局の説明)

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。

申請番号33番について池上委員、小林委員、お願いします。

(委員の調査報告)

小林委員

はい、申請番号33番について説明します。参考資料の7頁をご覧ください。先ほどの所なんですが、戸ノ木団地へ行く右手なんですけれど、事務局から先ほど説明があったようにだいぶ前から家が建っていて、今回こういう件になりました。境界等は現地を見て確認しているので、問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

池上委員、補足説明はありませんか。

池上委員

ありません。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。

これから、申請番号33番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号33番については、審議の結果、これを認めることに決定しました。

日程第5 議案第10号 農地中間管理権及び利用権の設定について
を議題とします。

事務局に本案の説明を求めます。

(事務局の説明)

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。

これから、本案について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、本案は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

日程第6 諸報告を行います。お手元に配布してありますので、お目通し願います。

以上で、諸報告を終わります。

以上で、議事日程を終了し、協議会に入ります。

協議事項等ありませんか。

(協議)

事務局より連絡等ありませんか。

(事務局からの連絡事項)

- ・ 非農地証明の手数料変更(4,000円から200円に)
- ・ 農業者年金の説明会の開催
- ・ 農地転用に伴う地域計画の変更について

- ・ 農振法・農地法実務者研修会についての報告

次回の定例総会は、7月15日、火曜日を予定としています。

以上で、協議会を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

令和7年6月天城町農業委員会定例総会を閉会します。

閉会 14時 45分